景観形成基準対応表

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

ア　建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更

①景観形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 壁面の位置 | □　【狩野川ゾーン】狩野川に面する壁面の位置は、植栽等のための空間の確保に努める。  □　主要な通りに面する場合は、街並みの連続性を感じられるよう、できるだけ周辺の建築物の壁面の位置を揃えるよう努める。 |  |
| 高さ、配置 | □　周辺の街並みや自然景観と調和した高さとするよう配慮する。※ |  |
| 形態 | □　周辺の街並みや自然景観と調和した形態とし、違和感を与えないよう配慮する。※  □ 主要な通りに面する店舗などの多くの人が集まる施設の１階部分は、ベンチの設置など、低層部の賑わいの創出に配慮する。 |  |
| 材料 | □　光沢や反射の強い素材を建築物の屋根や外壁、工作物の外観にできるだけ使用しない。 |  |
| 屋外設備 | □　外壁または屋外に設ける室外機、高架水槽などの建築設備や配管類は、主要な通りから見えにくいよう配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、外壁と調和する色調、囲いなどにより、周辺の景観と調和させるよう配慮する。 |  |
| □　建築物、工作物の屋根、屋上などに太陽電池モジュール（ソーラーパネル）を設置する場合は、色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用するよう配慮する。※ |  |
| 擁壁等 | □　長大な擁壁が生じないようにする。やむを得ない場合は、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。※ |  |
| 駐車場、駐輪場 | □　駐車場、駐輪場の舗装面、機器類、垣柵は、形態意匠などの工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮する。※ |  |
| 地上に設置する太陽光発電施設 | □　主要な通りから視認できる場所を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、高さや規模をできるだけ抑え、太陽電池モジュールの分散配置や設置角度の工夫、植栽などによる遮蔽、事業区域内の緑化など、周辺の景観への影響を軽減させる措置に努める。  □　太陽電池モジュール（ソーラーパネル）の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、模様が目立たない物を使用する。※  □　太陽電池モジュールのフレーム、架台、パワーコンディショナー、フェンスなどの附属施設及び防草シートなどの色彩は、周囲の自然景観と調和した色彩とする。※  □　平地に設置する太陽電池モジュールの最上部の高さは、周囲の景観から突出せず、周辺の良好な景観を損なわないよう、できるだけ低くする。※  □　敷地境界からの後退、植栽による目隠しなどにより、通行者への影響や周辺の景観との不調和を軽減するよう配慮する。※ |  |
| 自動販売機 | □　付帯する建築物、周辺の景観と調和した色彩とする。 |  |
| 色彩 | □　周辺の景観と調和するよう、派手な色彩を控え、できるだけ落ち着いた色彩を使用する。  □　【狩野川ゾーン】外壁の色彩は、別表１に掲げる色彩の範囲とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。  □　【狩野川ゾーン】屋根の色彩は、別表２に掲げる色彩の範囲とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。  □　【沿道ゾーン】外壁、屋根の色彩は、別表３に掲げる色彩の範囲とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。  □　色数は全体で５色以内とする。※ |  |

イ　開発行為

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 行為後の土地の形状 | □　行為の範囲は必要最小限とする。  □　狩野川の景観を阻害する地形改変を避ける。 |  |
| 法面、擁壁の外観 | □　できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面または擁壁が生じないようにする。※  □　法面、擁壁は、素材や表面処理の工夫、周辺の自然植生を考慮した緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。※ |  |
| 緑化 | □　敷地内は、周辺の植生を考慮した緑化により、周辺の景観との不調和を軽減するよう配慮する。※ |  |

ウ　土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 行為の位置、方法 | □　行為の範囲は必要最小限とし、行為の位置は道路などの公共施設からできるだけ見えない位置とする。※  □　周辺からできるだけ行為が見えないような方法を取り、周辺の景観と調和するよう配慮する。※  □　行為の跡地は、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。※ |  |

エ　屋外における物件の堆積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 堆積の位置、方法 | □　堆積を始める位置は、道路などの公共施設の敷地境界からできるだけ後退させ、高さを抑え、整然と堆積する。※  □　行為が主要な通りや河川から見える場合は、出入り口以外の敷地の周囲を植栽や木柵で遮蔽するなど、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |

オ　特定照明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 |  |
| 位置、向き等 | □　投光器等を使用する場合、必要最小限の範囲に抑える。※  □　投光器等は、上空に向けて使用してはならない。または、器具の上部に傘などの遮蔽物を設置し、上方に光が漏れないようにする。※ |  |

➁景観配慮事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 |  |
| 垣柵等 | □　垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や石材の活用、ネットフェンス前面の植栽、自然物の材質を模したブロック積みなどが望ましい。※ |  |
| 屋外照明 | □　屋外照明を設置する場合は、ネオンなどの激しい動光を伴う照明の使用を控え、できるだけ暖かみのあるあかりを使用する。  □　狩野川沿いでは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件の外観について行う照明を使用しない。 |  |
| 緑化 | □　修善寺駅及び駅西広場周辺、店舗などの多くの人が集まる施設では、主要な出入口に樹木、植木鉢、フラワーポットなどを設置し、おもてなしの雰囲気や季節感の演出に努める。  □　道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。※ |  |
| 屋外広告物 | □　建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しないよう努める。※  □　野立て看板、突出看板の設置を避け、できるだけ、集約化・小規模化に努める。  □　屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の景観と調和したものとする。  □　建築物の屋上に屋外広告物を設置しない。  □　建築物の壁面に屋外広告物を設置する場合、表示面積は当該壁面面積の５％以内とする。  □　河川景観軸に向けて屋外広告物を設置しない。  □ 敷地内に設置する独立の屋外広告物について、地上からの高さは３ｍ以内とする。（但し、建築物の0.5ｍ以内に設置されるものは建築物の壁面に設置されるものみなす。）  □　屋外広告物の地の色彩は、全体で３色以内となるよう努める。 |  |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。